

# 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用許可を受けて、飲料水の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務を希望する者の募集について、下記のとおり公募に付する。

平成29年1月16日

法務省所管国有財産部局長

宮崎地方法務局長 巢山弘清

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

飲料水の販売を目的とした自動販売機設置及び管理運営業務

#### (2) 使用許可期間

平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

ただし、必要に応じ、5年を超えない期間で更新することができる。

#### (3) 募集者数

施設ごとに1者

#### (4) 設置場所、種類及び設置台数

ア 都城地方合同庁舎（都城市上町2街区11号）

(ア) 1階共用部分、缶・ペットボトル【災害対応タイプ】、2台

(イ) 3階リフレッシュルーム、紙コップ、1台

(ウ) 4階共用部分、缶・ペットボトル【災害対応タイプ】、1台

イ 日南法務総合庁舎（日南市飫肥3丁目6番2号）

1階共用部分、缶・ペットボトル、1台

ウ 小林法務合同庁舎（小林市細野266番地1）

1階共用部分、缶・ペットボトル、1台

(5) 選考方法

企画提案書について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及びサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (5) 公募説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 公募説明書の条件を満たすこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（8）から（11）までに定める者の依頼を受け

て公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 公募説明書の交付期間及び場所

(1) 日時 平成29年1月16日(月)から平成29年1月30日(月)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時15分まで)

(2) 場所 〒880-8513

宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎2階

宮崎地方法務局会計課施設係(担当 三隅)

電話 0985-22-5124

FAX 0985-20-3202

### 4 企画提案書の受付期間及び場所

(1) 日時 平成29年2月6日(月)午後5時15分まで  
(郵送の場合は必着のこと)

(2) 場所 上記3(2)に同じ